

各 位

コロナウイルス特例貸付（緊急小口資金）関係書類の送付について

【送付書類】（1）緊急小口資金のご案内

- （2）借入申込書（太枠内をご記入ください ※記入例参照）
- （3）借用書（太枠内をご記入ください ※記入例参照）（裏面も忘れずにご記入・押印してください）
- （4）収入の減少状況に関する申立書（※記入例参照）
- （5）特例貸付必要書類チェックリスト（チェック欄にチェックを入れ提出してください）
- （6）口座振替依頼書（原則、返済は口座引落になります。届出印を 1,2 枚目に押印）
※同封の口座振替依頼書は、伊予銀行、愛媛銀行、県内農協のみ使用できます
※ゆうちょ銀行を希望される方は、直接郵便局で振替依頼をした後、お客様控えのコピーを同封してください（ゆうちょ銀行の場合は振替時に手数料がかかります）
※その他の金融機関の方は、払込用紙での返済になります

【提出書類のご案内】 ※上記（2）～（6）と併せて提出をお願いいたします。

- ①住民票（原本）世帯全員分 1通
- ②本人確認書類（運転免許証または住民基本台帳カード等（顔写真つきの証明））コピー
- ③預金通帳のコピー（表紙、支店名、口座番号がわかるページ）
またはキャッシュカードのコピー

※上記の送付書類の記入と提出書類をそえて同封の封筒に切手を貼って下記まで返送してください。

※なお、返送していただいた申請書類については確認を行い、不備等あれば再度聞き取り及び必要書類の提出をお願いする事があります。正式に提出書類が揃った時点で受理といたしますが、貸付決定ではございませんのでご了承下さい。

※申込書、借用書等控えが必要な方は、ご自身でコピーをしてください。

※迅速な貸付を実施するため、4月30日より提出書類が簡素化されましたのでお知らせします。

※愛媛県社会福祉協議会より、審査の結果は通知されませんので、各自で届け出口座でご確認ください。また、償還（返済）期間到来3ヶ月前に償還（返済）開始の通知文と関係書類が送られてきますのでご確認ください。

【送付・問合先】 受付時間：土日祝日を除く 9：00～17：00

※（5/2、5/4～5/7のみ 9：00～16：00）

〒795-0064

大洲市東大洲 270-1

大洲市総合福祉センター内 大洲市社会福祉協議会

特例貸付（コロナ）担当

電話：23-0313・繋がりにくい場合は23-0294